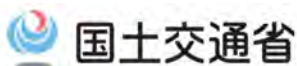


砂防行政の新たな展開

平成26年11月18日
国土交通省
水管理・国土保全局
砂防部



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成26年 全国の土砂災害発生状況

※速報値
10月31日現在
土砂災害発生件数
1043件
〔土石流等: 305件〕
〔地すべり: 57件〕
〔がけ崩れ: 681件〕

【被害状況】
人的被害: 死者 82名
負傷者 54名
人家被害: 全壊 154戸
半壊 133戸
一部損壊 241戸

8/20 土石流等

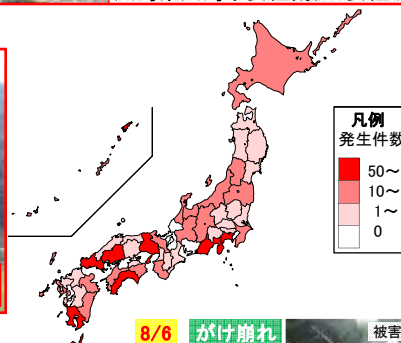
※人的被害・人家被害詳細調査中



7/9 土石流等



8/17 土石流等



10/6 がけ崩れ



8/3 地すべり



8/6 がけ崩れ

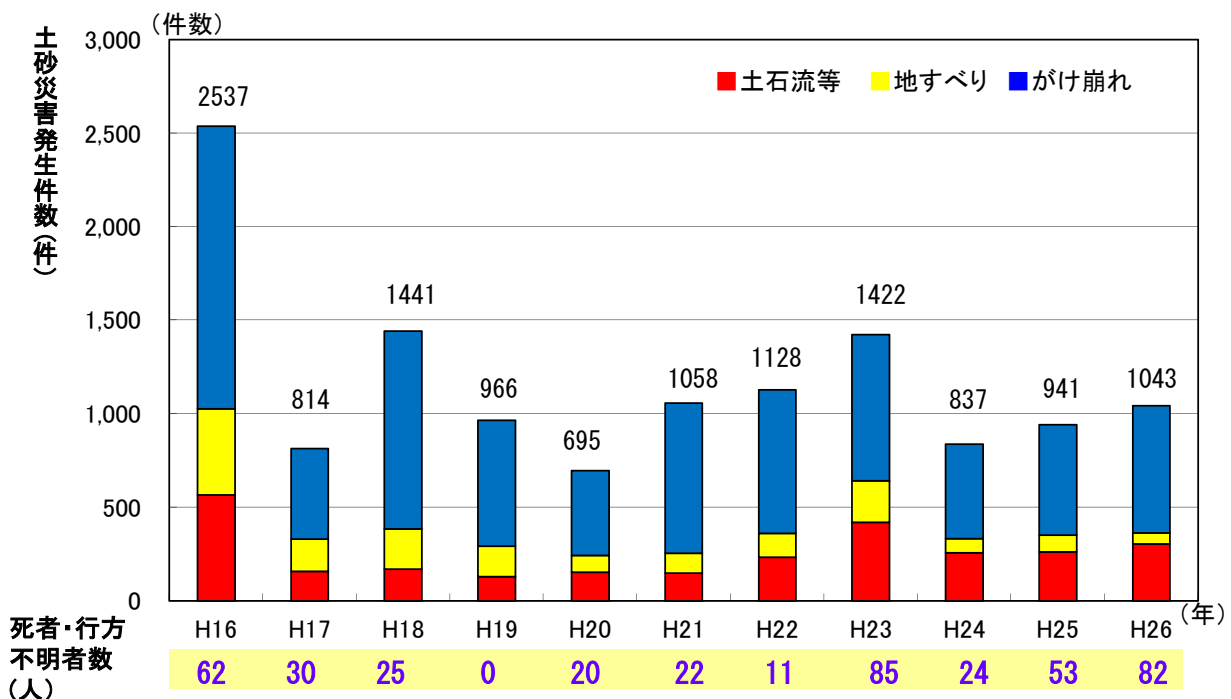


10/6 がけ崩れ



我が国の土砂災害の発生状況(平成26年10月31日)

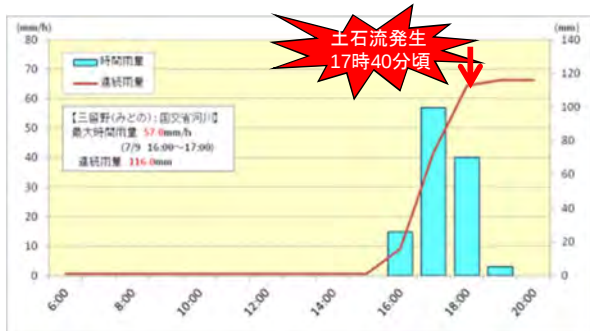
- 我が国は降雨量が多く、地形が急峻で脆弱な地質が広く分布していることから、土石流、地すべり、がけ崩れ等の土砂災害が、年平均で約1,000件以上発生している。
- また、土砂災害による死者・行方不明者も、年平均で約30人程度となっている。



2

長野県南木曽町で発生した土石流災害

- 1)土石流発生箇所：長野県 木曽郡 南木曽町（梨子沢、大沢田川）
- 2)発災日時：平成26年7月9日(水) 17時40分頃
- 3)被災の概要：1名(12歳男児)死亡、3名軽傷、全壊:10棟、一部損壊:3棟(7月23日10時 時点)
JR中央本線の橋梁流出、国道19号に土砂流入



上流側から撮影



3

梨子沢における砂防施設の状況

砂防施設に一部損傷は見られるものの、土石流の捕捉が確認されました。(平成26年7月10日)

梨子沢第2砂防堰堤の状況



梨子沢第1砂防堰堤の状況

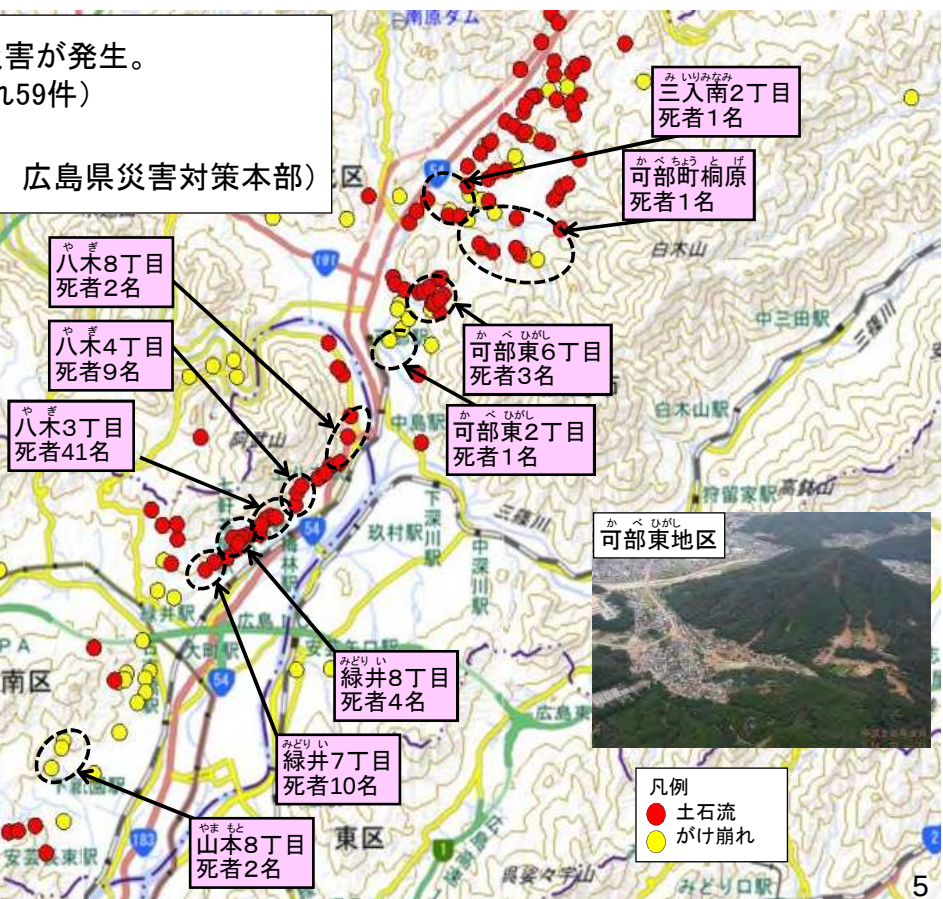


梨子沢砂防堰堤の状況



広島市北部における土砂災害発生状況

- 広島市で166件の土砂災害が発生。
(土石流107件、がけ崩れ59件)
- 死者74名、負傷者44名。
(平成26年9月19日現在 広島県災害対策本部)



砂防ダムの整備状況と施設効果

今回被災した八木地区では砂防ダムが完成していなかったが、近傍の大町地区では砂防ダムが整備されており、土石流を捕捉し人家27棟等への被害を防止した。



砂防ダムの諸元
大町7号砂防ダム
H=9.0m, L=32.0m



御嶽山噴火概要

噴火の概要

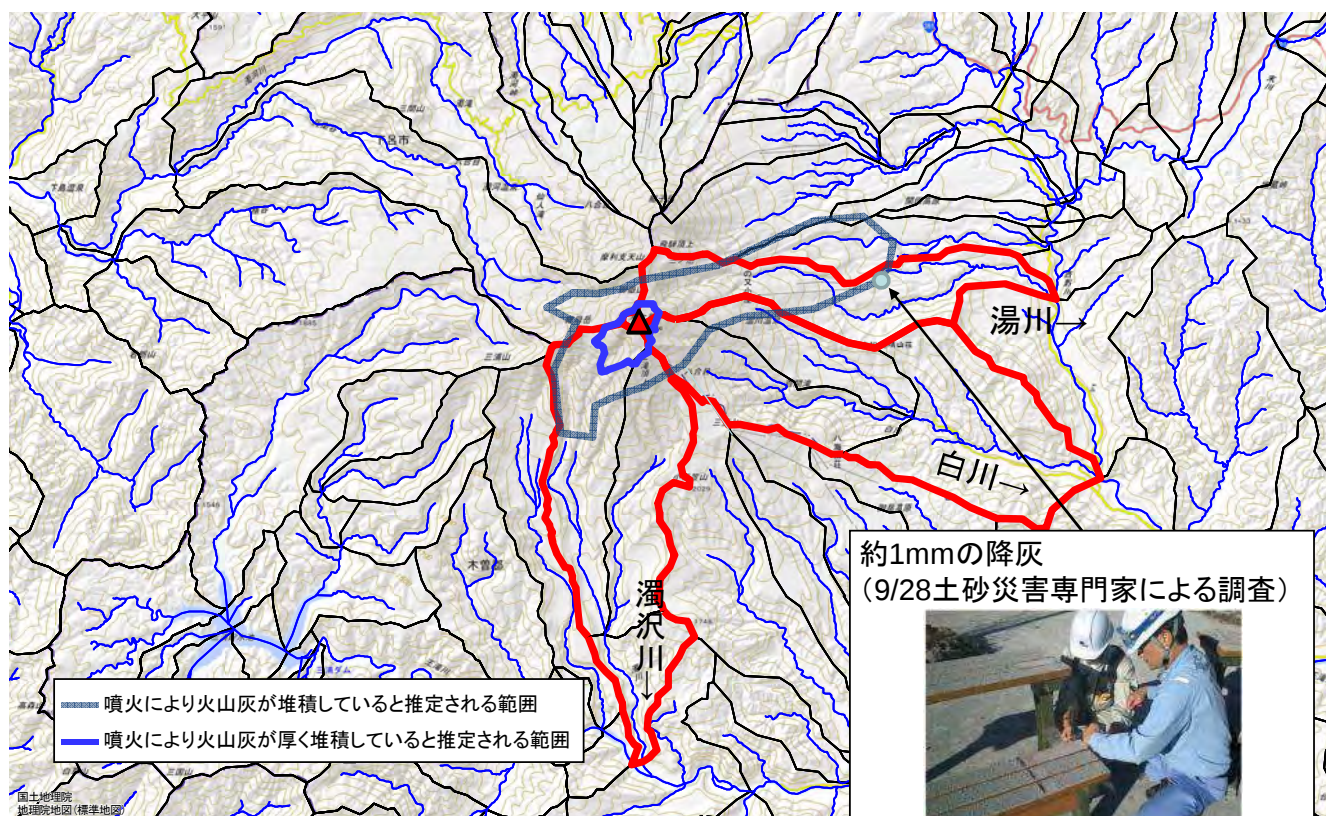
- ・ 9月27日11時41分頃から火山性微動が発生し始め、同11時52分頃に噴火が発生
- ・ 御嶽山で噴火が発生したのは2007年(平成19年)3月下旬のごく小規模な噴火以来
- ・ 死者57名、行方不明者6名、
負傷者69名。(平成26年10月23日現在)



<平成26年9月27日16時頃撮影>



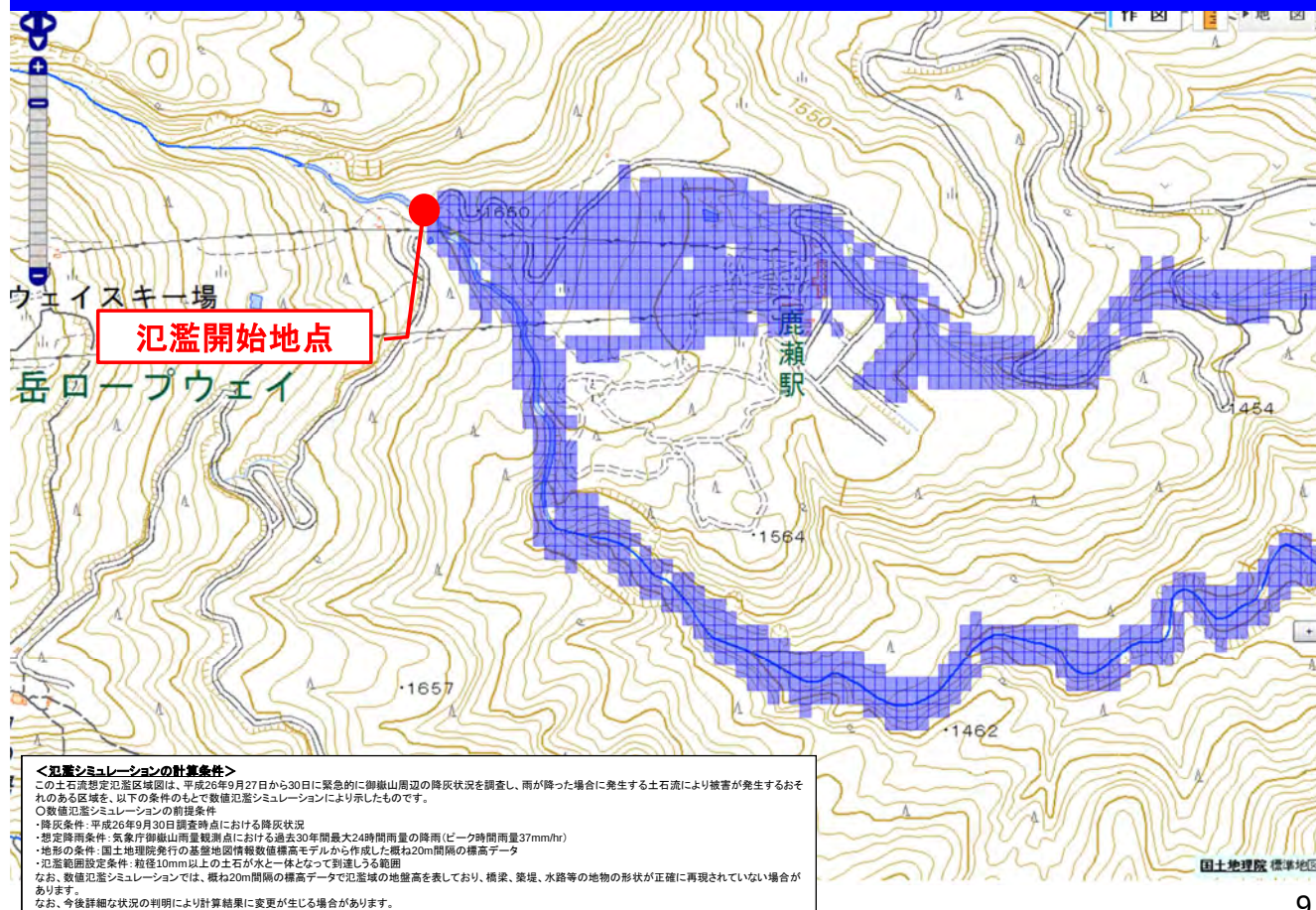
2014年9月27日御嶽山噴火による降灰範囲と各流域の位置関係



背景図は地理院地図(標準図)を使用
流域界および河川は国土数値情報のデータを基に作成

8

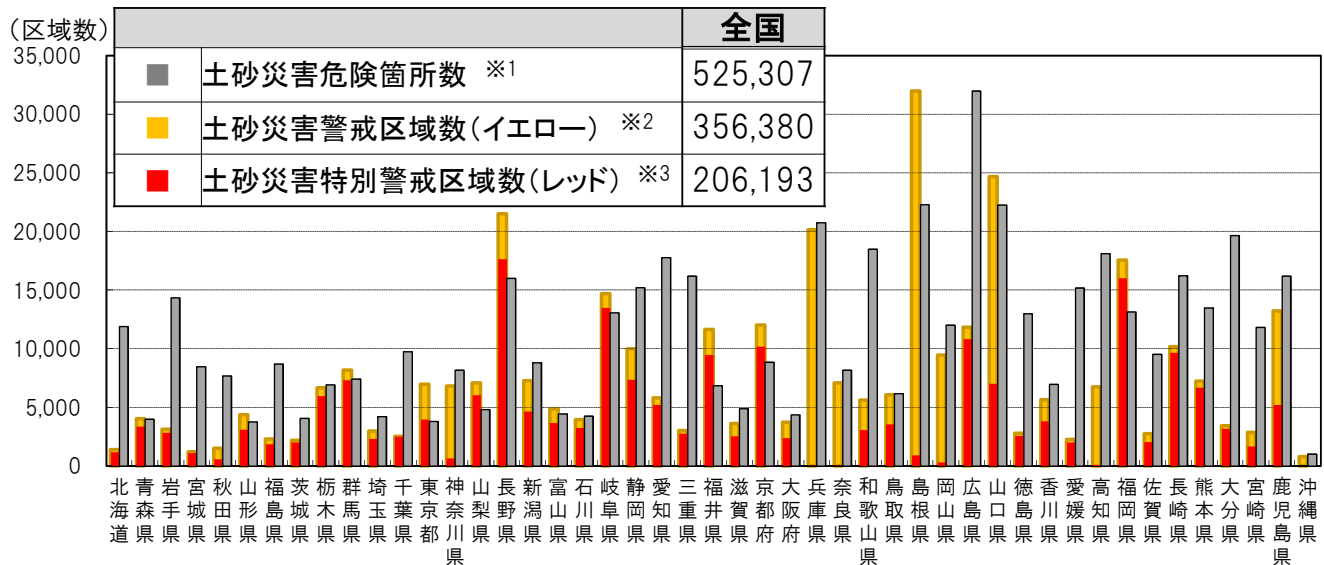
シミュレーション計算結果：湯川(例)



9

土砂災害警戒区域等の指定状況(平成26年8月末時点)

- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定が完了した都道府県は、青森県・山梨県・福岡県の3県。
- 土砂災害警戒区域の指定が完了した都道府県は、福井県・山口県・栃木県の3県。



※1. 土砂災害危険箇所（法的な位置付けはなし：平成14年度公表） ＜1/25,000の地形図より抽出＞

土砂災害を防止する事業実施の必要な箇所を把握するため、国土交通省の依頼により都道府県が調査を実施したもの。

※2. 土砂災害警戒区域（イエロー：警戒避難体制の整備）（土砂災害防止法） ＜1/2,500の地形図より抽出＞

土砂災害が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域。

※3. 土砂災害特別警戒区域（レッド：開発行為に対する規制）（土砂災害防止法）

土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合には建築物の損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域。

10

土砂災害防止法※の一部を改正する法律案の概要

背景

※ 正式名称は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」

- 基礎調査や警戒区域等の指定が完了していない地域が多く、住民に土砂災害の危険性が十分に伝わって
いなかった。
- 土砂災害警戒情報が、直接的な避難勧告等の基準にほとんどなっていない。
- 避難場所や避難経路が危険な区域内に存在するなど、土砂災害からの避難体制が不十分な場合があった。

方向性

- ◆土砂災害の危険性のある区域を明らかにする。
- ◆円滑な避難勧告等の発令に資する情報を確実に提供する。
- ◆土砂災害に対する安全な避難場所の確保等、避難体制を充実・強化する。

法案の概要

- ・ 基礎調査結果の公表の義務付け
- ・ 基礎調査が適切に行われていない場合は正要求
→住民に土砂災害の危険性を認識していただき、防災意識を高揚
→基礎調査の実施及び警戒区域等の指定を促進
- ・ 土砂災害警戒情報を法律上に明記
- ・ 都道府県に対し、市町村への通知及び一般への周知を義務付け
→土砂災害警戒情報に基づく、迅速な避難勧告等の発令
- ・ 市町村地域防災計画において、土砂災害に対する避難場所・避難経路に関する事項、避難訓練に関する事項等を定める
- ・ 市町村地域防災計画において、社会福祉施設、学校、医療施設等に対する情報伝達等を定める
→安全な避難場所・避難経路の確保や高齢者、子供にも配慮した避難体制の充実・強化
- ・ 国土交通大臣による都道府県、市町村への助言、情報の提供等の援助
→都道府県が行う警戒区域等の指定、市町村が行う避難体制づくり等を支援